

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

- 平成28年度財政援助団体等監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成28年度学校監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

監 査 公 表

静岡市監査公表第12号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を行った結果について、同条第9項の規定により、これを公表する。

平成29年 1 月20日

静岡市監査委員	村 松	眞
同	杉 原	賢 一
同	浅 場	武
同	岩 崎	良 浩

記

第1 監査の種類及び対象

1 財政援助団体監査

(1) 静岡市花と緑のまちづくり協議会補助金

ア 所管部局 都市局都市計画部緑地政策課

イ 団体 静岡市花と緑のまちづくり協議会

(2) 静岡市中心市街地活性化協議会補助金

- ア 所管部局 経済局商工部商業労政課
- イ 団体 静岡市中心市街地活性化検討協議会

2 出資団体監査

(1) 公益財団法人静岡市文化振興財団

所管部局 観光交流文化局文化振興課

(2) 公益財団法人静岡市体育協会

所管部局 観光交流文化局スポーツ振興課

3 指定管理者監査

(1) 番町市民活動センター

ア 所管部局 市民局市民自治推進課

イ 指定管理者 特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会

(2) 用宗フィッシャリーナ

ア 所管部局 経済局農林水産部水産漁港課

イ 指定管理者 清水漁業協同組合

第2 監査方法

市が、財政的援助を与えているもの、出資しているもので政令に定めるもの及び公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務が、法令、条例及び規則等に基づき適正に行われているかについて、過去の監査で指摘されている事項やリスクの高い事務を中心に、関係書類の調査及び関係職員からの説明聴取を行った。

また、指定管理者監査については併せて現地調査を行った。

第3 監査範囲

平成27年度における出納その他の事務の執行

第4 監査期間

平成28年8月19日から平成29年1月6日まで

第5 監査結果

監査した結果、各監査において指摘事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、各監査の主な着眼点、監査の結果、意見及び監査対象の概要については後述する。

- (注) 1 指摘事項とは、法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。
- 2 指導事項とは、上記以外で、軽微な誤りと認められる事項である。

財政援助団体監査

1 監査の対象

(1) 静岡市花と緑のまちづくり協議会補助金

ア 所管部局 都市局都市計画部緑地政策課

イ 団体 静岡市花と緑のまちづくり協議会

(2) 静岡市中心市街地活性化協議会補助金

ア 所管部局 経済局商工部商業労政課

イ 団体 静岡市中心市街地活性化検討協議会

2 監査の主な着眼点

(1) 所管部局関係

ア 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

イ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等見直しをする必要のあるものはないか。

ウ 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 団体関係

ア 事業は、計画及び交付条件等に従って実施され、十分効果があげられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

イ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

3 監査の結果

監査した結果、静岡市花と緑のまちづくり協議会補助金については、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。所管部局においては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

なお、静岡市中心市街地活性化協議会補助金については、指摘事項等はなかった。

【指摘事項】

静岡市花と緑のまちづくり協議会補助金

【事業計画の変更及び実績報告書の審査について】

静岡市補助金等交付規則第6条において、補助金等の交付申請者（団体）が事業計画等を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないと規定されている。

しかしながら、団体は申請時に市へ提出した事業計画書に記載していた事業（緑化作品コンクール）を中止したにもかかわらず、この手続を執っていなかった。

これに対し所管課は、事業中止の事実を把握していながら、実績報告書の審査において、静岡市補助金等交付規則第14条に規定する是正のための所要の措置をとるべきことの指示をしていなかった。

4 監査した補助金等の概要

静岡市花と緑のまちづくり協議会補助金

財 政 援 助 団 体	名称	静岡市花と緑のまちづくり協議会
	事務局所在地	静岡市葵区追手町5番1号
	設立年月日	平成17年4月6日
	収支の状況	収 入 14,864,192円 支 出 13,786,741円 収支差引額 1,077,451円
補 助 金 の 概 要	補助事業の目的	花と緑を育てる運動を広く市民に働きかけ、豊かな環境のまち・静岡を創ることを目的とする。
	補助金額	4,620,000円
	補助対象となつた事業	緑化推進事業、市内を花いっぱいにする事業、植樹・植栽緑化事業、協議会の発展と円滑な運営を図るための事業
指摘事項件数	1件	
指導事項件数	0件	

※収支の状況及び補助金額は、平成27年度実績を示す。

静岡市中心市街地活性化協議会補助金

財 政 援 助 団 体	名称	静岡市中心市街地活性化検討協議会
	事務局所在地	静岡地区：静岡市葵区黒金町20番地の8 清水地区：静岡市清水区相生町6番17号
	設立年月日	平成19年12月26日
	収支の状況	<静岡地区> 収 入 5,636,044円 支 出 5,636,044円 収支差引額 0円 <清水地区> 収 入 7,402,753円 支 出 7,402,753円 収支差引額 0円
補 助 金 の 概 要	補助事業の目的	中心市街地における都市機能の増進及び経済力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、静岡市中心市街地活性化基本計画の策定及びその実施に関し必要な事項を協議するとともに、中心市街地の活性化に資する事業を実施する中心市街地活性化検討協議会の運営・事業に対して補助することを目的とする。
	補助金額	9,414,300円 (静岡地区：3,616,300円、清水地区：5,798,000円)
	補助対象となった事業	協議会の会議開催、会議開催に必要な打合及び視察、勉強会開催事業、中心市街地の歩行者通行量及び買物行動等に関する調査事業、中心市街地の活性化に必要な情報発信事業、調査検討及びイベントの企画・運営等に関する事業
指摘事項件数	0件	
指導事項件数	0件	

※収支の状況及び補助金額は、平成27年度実績を示す。

出資団体監査

1 監査の対象

(1) 公益財団法人静岡市文化振興財団

所管部局 観光交流文化局文化振興課

(2) 公益財団法人静岡市体育協会

所管部局 観光交流文化局スポーツ振興課

2 監査の主な着眼点

(1) 所管部局関係

ア 出資金に関する事務手続や証書類の管理は適正に行われているか。

イ 出資団体の事業を検証・評価し、適切な指導が行われているか。

(2) 出資団体関係

ア 設立目的（出資目的）に沿った事業が行われているか。

イ 会計経理及び財産管理が適正に行われているか。

3 監査の結果

監査した結果、次の1件の指摘事項については是正・改善を求めた。所管部局においては、出資団体に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

賞与引当金の計上について（公益財団法人静岡市体育協会）

賞与引当金は、公益財団法人静岡市体育協会経理規程第57条第4号及び第58条第4号により、決算において支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上するとされている。しかしながら、平成27年度決算において、賞与引当金が計上されていなかった。

4 意見

(1) 公益財団法人静岡市文化振興財団

【賞与引当金について】

公益財団法人静岡市文化振興財団（以下「財団」という。）は、平成24年度に公益財団法人に移行し、公益財団法人静岡市文化振興財団会計処理規程に基づき財務会計処理を行っていたが、同規程では引当金の計上は、退職給付引当金のみと規定されていたことから、一般的に企業会計で用いられている賞与分の引当計上（発生主義会計）が行われず、経常費用の給料手当として計上（現金主義会計）され、その結果貸借対照表の流動負債には当該引当計上相当額が反映

されていない状態となっていた。

その理由として、財団からは「重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる」という公益法人会計基準の重要性の原則を根拠として、「賞与引当金を計上しない処理を行ったとしても、法人全体の損益に対する重要性は低く、法人の経営成績に関して財務諸表の読者をミスリードするおそれはなく、事務負担を考慮して、本来の厳密な方法によらず、簡便な方法を用いて会計処理を行っている。」との説明があった。

しかしながら、財団のもつ公益的使命の大きさや財団自身の財政規模、さらには他の出資団体における賞与引当金の計上状況等を考慮すれば、公益法人会計基準が示す原則に従って、発生主義会計の考え方の下に賞与引当金を計上する取扱いが適当であると考え、再考を求めるものである。

(2) 公益財団法人静岡市文化振興財団、公益財団法人静岡市体育協会

【外郭団体の将来像について】

ア 団体の役割や位置付けについて

市の計画やプランなどの行政計画におけるそれぞれの団体の役割や位置付けについて確認したところ、現在策定中の「静岡市文化振興計画（中間案）」では計画の推進体制の担い手としての財団の役割は述べられてはいたが、市が求める財団の役割や位置付けを十分に示すものではなく、また、「静岡市スポーツ推進計画」に至っては公益財団法人静岡市体育協会（以下「体協」という。）の役割等は明記されておらず、いずれの団体についても出資を受ける団体としての役割や位置付けを明確に説明できるものはなかった。

市は出資者として、この2つの団体の将来の在り方を見据えたビジョンをしっかりと確立し、出資を受ける団体の理解を得たうえで、お互いの「真のパートナーシップ」を構築していけるよう、市はその行政計画に、団体の役割や位置付けを明示していくべきである。

イ 人材面と財政面における課題について

アで述べた「真のパートナーシップ」を確立し、団体の独自性を発揮したうえで市が求める役割を担っていくためには、団体自身の人材と財政基盤の確立が必須である。

しかしながら、財団、体協の両団体ともに、人材面ではプロパー職員の年齢構成や男女比率、市からのOB職員の受入れを含めた組織体制について、また、財政面では指定管理業務に偏った財政状況や増加する人件費について、それぞれ課題を抱えている。

今後の財政運営においては、公益財団法人として認められた範囲での収益事業への取組や団体内部での経費見直しなどの独自の改革努力を行うことが求められる。しかし、この

ような諸々の課題を抱える団体の現実の平成27年度決算は、赤字決算となっており、経営的観点からの危機を迎えつつあると心配される。この点について、体協では人件費の適正化、定員管理、今後の組織体制等について「中期経営改善計画」を策定していたが、その内容は諸々の課題に対して十分な内容とは認められない点があるので、更なる見直しを求めるよう市として必要な指導をされたい。

以上述べたア及びイの点について、市と財団、体協は、更なる相互理解のもとに目指すべき団体の将来像について議論を重ね、早期に結論が出されることを望むものである。

5 監査した団体の概要

公益財団法人静岡市文化振興財団

設立年月日	平成6年7月1日（平成24年4月1日 公益財団法人へ移行）
所在地	静岡市葵区御幸町4番地の1 アーバンネット静岡ビル4階
設立目的	静岡市における市民の文化の振興に関する事業を行うとともに、静岡市の設置する文化施設等の管理に関する事業を行い、もって魅力ある静岡文化の創造に寄与することを目的とする。
基本財産	225,000,000円（全額静岡市からの出資金）
組織	理事長1人、評議員11人、理事8人、監事2人、職員208人
事業（定款に記載された事業）	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化に関する講座、セミナー及びシンポジウム 2 文化に関する体験活動 3 文化に関する相談及び助言 4 文化に関する調査研究及び資料収集 5 ミュージアム等における展示事業 6 文化に関する助成 7 文化に関する表彰及びコンクール 8 文化に関する公演 9 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
経営成績・財政状態	貸借対照表、正味財産増減計算書は、別表1～2のとおり
指摘事項件数	0件
指導事項件数	0件

【別表 1】貸借対照表

科目	27年度	26年度	増減
流動資産	876,337	519,299	357,038
固定資産	685,311	971,918	△286,607
資産合計	1,561,649	1,491,217	70,431
流動負債	238,624	179,141	59,483
固定負債	123,749	110,782	12,966
負債合計	362,374	289,924	72,450
指定正味財産	225,260	225,260	—
一般正味財産	974,014	976,033	△2,019
正味財産合計	1,199,274	1,201,293	△2,019
負債及び正味財産合計	1,561,649	1,491,217	70,431

【別表 2】正味財産増減計算書

科目	27年度	26年度	増減
経常収益	1,628,137	1,652,213	△24,075
経常費用	1,630,156	1,621,838	8,318
当期経常増減額	△2,019	30,375	△32,394
経常外収益	—	5,632	△5,632
経常外費用	—	—	—
当期一般正味財産増減額	△2,019	36,007	△38,026
一般正味財産期首残高	976,033	940,025	36,007
一般正味財産期末残高	974,014	976,033	△2,019
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	225,260	225,260	—
指定正味財産期末残高	225,260	225,260	—
正味財産期末残高	1,199,274	1,201,293	△2,019

※ 各表中の符号の用法等は、次のとおりである。

- 1 表中の金額は千円単位で表示し、単位未満は切り捨ててある。
- 2 該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0%以上の増減率等の無意味なものは、

「－」で表示した。

3 減数又は負数は、「△」で表示した。

公益財団法人静岡市体育協会

設立年月日	平成元年2月22日（平成25年4月1日 公益財団法人へ移行）
所在地	静岡市葵区駿府町2番80号
設立目的	静岡市におけるスポーツの普及・振興を図り、スポーツ精神を培い、市民の健康・体力づくりの推進に関する事業を行い、もって健康で豊かな市民生活の育成に寄与することを目的とする。
基本財産	468,013,296円（うち静岡市からの出資金300,000,000円）
組織	会長1人、副会長2人、専務理事1人、常務理事1人、理事4人、監事2人、評議員11人、職員122人
事業（定款に記載された事業）	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツの振興に関する基本方針を確立すること。 2 体育団体の育成強化及び連絡調整に関すること。 3 体育指導者の資質向上に関すること。 4 スポーツの競技力向上に関すること。 5 スポーツ少年団の育成強化に関すること。 6 市民の健康及び体力づくりに関すること。 7 各種競技大会及びスポーツ教室の開催に関すること。 8 市民総合体育大会に関すること。 9 スポーツの調査研究及び広報活動に関すること。 10 体育功労者、優秀指導者、優秀選手及び優秀団体の表彰に関すること。 11 市から受託したスポーツ施設の管理運営及び利用受付に関すること。 12 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
経営成績・財政状態	貸借対照表、正味財産増減計算書は、別表1～2のとおり
指摘事項件数	1件
指導事項件数	0件

【別表 1】貸借対照表

科目	27年度	26年度	増減
流動資産	109,018	146,580	△37,561
固定資産	561,868	559,142	2,726
資産合計	670,887	705,722	△34,834
流動負債	104,181	126,607	△22,425
固定負債	22,184	19,504	2,679
負債合計	126,366	146,111	△19,745
指定正味財産	—	—	—
一般正味財産	544,521	559,610	△15,088
正味財産合計	544,521	559,610	△15,088
負債及び正味財産合計	670,887	705,722	△34,834

【別表 2】正味財産増減計算書

科目	27年度	26年度	増減
経常収益	986,337	1,008,358	△22,021
経常費用	1,001,426	1,011,287	△9,860
当期経常増減額	△15,088	△2,928	△12,160
経常外収益	—	1,738	△1,738
経常外費用	—	—	—
当期経常外増減額	—	1,738	△1,738
当期一般正味財産増減額	△15,088	△1,190	△13,898
一般正味財産期首残高	559,610	560,800	△1,190
一般正味財産期末残高	544,521	559,610	△15,088
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	—	—	—
指定正味財産期末残高	—	—	—
正味財産期末残高	544,521	559,610	△15,088

※ 各表中の符号の用法等は、次のとおりである。

- 1 表中の金額は千円単位で表示し、単位未満は切り捨てである。

- 2 該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0%以上の増減率等の無意味なものは、「―」で表示した。
- 3 減数又は負数は、「△」で表示した。

指定管理者監査

1 監査の対象

(1) 番町市民活動センター

- ア 所管部局 市民局市民自治推進課
- イ 指定管理者 特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会

(2) 用宗フィッシャリーナ

- ア 所管部局 経済局農林水産部水産漁港課
- イ 指定管理者 清水漁業協同組合

2 監査の主な着眼点

(1) 所管部局関係

- ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 業務の履行確認は、適切に行われているか。

(2) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

3 監査の結果

監査した結果、次の3件の指摘事項について是正・改善を求めた。また、7件の指導事項について別途指導した。所管部局においては、指定管理者に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

用宗フィッシャリーナについて、次の3件の指摘事項があった。

(1) 事業報告（年度報告）の検査について

指定管理者制度の手引（以下「手引」という。）において、所管課は毎年度終了後、指定管理者から事業報告書の提出を受け、手引により定められたチェックリストを参考に作成した施設ごとのチェックリストを活用して、10日以内に提出書類の検査（必要に応じて現地検査）を行い、業務の履行状況を確認し、検査結果報告書を作成することとなっている。

しかしながら、所管課は、平成27年度の事業報告書の提出を受けた後、チェックリストを活用した検査を行っておらず、また、提出された報告書に検収者等の記名押印はあるものの、検査結果報告書を作成していなかった。

(2) 給油施設について

仕様書においては、指定管理業務を行う施設に給油施設が含まれ、給油業務は指定管理者が直接行う業務とされている。

しかしながら、この業務は、清水漁業協同組合が指定管理者としてではなく、市から給油施設の利用の許可を受けた上で購買事業として実施している。また、指定管理業務の収支報告書には軽油等の仕入額や売上額は計上されていなかったが、給油施設使用料や修理代が計上されており、指定管理料の算定そのものが混乱していた。

そもそも、静岡市漁港管理条例第24条では指定管理による管理を行う施設として第12条第1項第1号の「甲種漁港施設（市が管理する漁港施設）のうち市長が公示により指定する施設」を掲げているが、同項第3号の「給油施設（漁船以外の船舶の利用に供するための給油施設）」は掲げておらず、給油施設の管理は、指定管理業務の対象とはなり得ないものである。

これらの点について確認したところ、所管課は、給油業務は本来指定管理業務ではなく、指定管理料の積算に誤りがあったと回答し、積算誤りによる平成21年度からの指定管理料の過払い額の返納を指定管理者に求めることを平成28年11月に公表した。

市は、このような誤りを長きにわたり見過ごしてきた事態を重く受け止め、複数人による確認等の再発防止策に徹底的に取り組むべきである。

(3) 協定書に沿った事業の実施について

協定書は、条例の規定及び仕様書、事業計画書等の内容について市と指定管理者との間で細部を一致させるために締結するものであり、指定管理業務はこれに沿って実施されなければならないが、本件指定管理事業において、以下のとおり、協定書どおりに実施されていない事業がみられた。

ア マニュアルや手順の整備・策定について

協定書で整備等することとされている以下のマニュアル類において、必要な整備等がされていないものが見られた。

(ア) 災害時の対応マニュアル

地震・津波等の災害時のマニュアルは、用宗フィッシャリーナ独自の実情を踏まえて整備する必要があるにもかかわらず、台風への対応を除き、他団体の作成したマニュアルを、何ら手を加えることなくそのまま使用していた。

(イ) 施設及び設備の異常時の対応手順、事故・盗難等への対応手順、稼働推進計画、気象海象情報・航路情報・漁業情報・出港停止情報の収集提供の手順

平成27年度の協定書で策定することとされているにもかかわらず、同年度末までに策定されていなかった（なお、監査実施時点では策定されていた。）。

(ウ) 利用者訓練指導のマニュアル、上下架関連機器の技術教育・操作のマニュアル

用宗フィッシャリーナ独自の事情を織り込んだマニュアルを策定する必要があるにもかかわらず、単に資格取得のための教本等の既成の冊子を備え付けることにより対応していたに過ぎなかった。

イ 催事、イベント等の実施要綱の策定と企画運営

協定書において、催事、イベント等の実施要綱の策定と企画運営業務を行うこととされているが、催事、イベント等は何ら実施されておらず、また、その実施要綱も策定されていなかった。

また、協定書ではこのほかにも、効果的に事業を行うための方策、市民サービス向上のための施策等として、ホームページを利用したイベント情報の発信や体験乗船企画等の検討を行うこととしているものの、これらの取組に関しても、何ら実施しておらず、検討すらされていなかった。

4 意見

番町市民活動センター、用宗フィッシャリーナ

【指定管理施設収支状況報告書について】

地方自治法第244条の2第10項には「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」とされている。

これを受けて、手引では、指定管理業務に関する事業報告書を作成し、指定管理業務収支状況報告書（以下「収支状況報告書」という。）を添付し、提出することとしている。

収支状況報告書の様式には、人件費、業務管理費、事業費、一般管理費、施設費、管理雑費、租税公課といった支出科目の例は示されているものの、収入科目の例示はなく、同様式における各科目の計上方法も定まっていない。

本件の監査では、指摘こそしなかったものの、番町市民活動センターと用宗フィッシャリーナのいずれにおいても、収支状況報告書の記載について次の問題点が見られた。

①指定管理料収入に対応する消費税の額をそのまま費用（租税公課）に計上した結果、租税

公課の額が、本来、指定管理業務に起因して納付すべき消費税の額を上回るものとなっていた。(番町市民活動センター)

②コピー機を使用させた際に徴収した使用料を収益に計上しない一方で、当該使用に当たって要したリース料などの経費を費用に計上し、収益と費用が対応していない状態となっていた。(番町市民活動センター)

③一般管理費を任意に計上することなどにより、収益と費用とが同額になるよう、調整していた。(番町市民活動センター、用宗フィッシャリーナ)

これらの問題点から、収支状況報告書への計上方法に明確な基準が無いために、指定管理料以外の収入、一般管理費、租税公課の計上方法がまちまちであることや、指定管理者が収支状況報告書の作成に当たって収支の均衡を図るため金額を調整していることなど、本市の指定管理者制度における収支状況報告の在り方に関する課題が浮き彫りとなった。

指定管理業務の多様性に鑑みれば、すべての指定管理者に画一的に当てはめるような基準を設けることが困難であることは理解できるが、本来、収支状況報告書は、指定管理施設の収支の状況を示すものであり、適正な指定管理料が算出されているかどうかを判断するためにもその内容には正確を期する必要がある。また、手引において、現指定管理者と新規参入者との間に不公平が生じないように、更新時には過去3年間の収入支出決算額の推移を公表することとされており、次期指定管理における資料としても的確なものでなければならない。

したがって、本市において指定管理業務を統括し、手引を作成している行政管理課においては、収支状況報告書の記載方法を可能な限り具体化する等、各指定管理業務の収支状況が的確に表記されるための仕組みを整えられたい。

5 監査した施設の概要

番町市民活動センター

施設 の 概 要	設置時期	平成21年10月 1 日
	所在地	静岡市葵区一番町50番地
	設置目的	「静岡市市民活動の促進に関する条例」に基づき、市民による市民活動を促進するため、その活動の拠点及び支援をするための施設とすることを目的とする。
	従事員数	センター長 1 人、事務員10人
	主な施設	オープンスペース、情報コーナー、会議室、事務ブース、貸事務室、託児室
団 体 の 概 要	名称	特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
	所在地	静岡市葵区駿府町 1 番70号 静岡県総合社会福祉会館内
	設立年月日	昭和52年 4 月10日
	設立目的	市民一人ひとりのボランティア意識の高揚を図り、ボランティア活動の啓発、普及、研修、支援などを行うことにより、市民の参加と責任による、より豊かな社会の創造と発展に貢献していくことを目的とする。
指 定 管 理 の 状 況	選定方法	公募
	指定期間	平成25年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
	指定管理料	33, 774, 000円（利用料金制は採用していない。）
	主な管理業務内容	1 市民活動に関する情報の収集及び発信業務 2 市民活動に関する相談対応業務 3 市民活動に関する講座等の実施業務 4 市民活動を行うもの相互の間及び市民活動を行うものとの関係機関、団体等との間の連携及び交流の促進業務 5 施設の提供に関する業務 6 事務ブース利用団体のマネジメント、活動等の支援に関する業務
	収支の状況	収 入 額 33, 781, 795円 支 出 額 33, 781, 795円 収支差引額 0円

指摘事項件数	0 件
指導事項件数	3 件

※指定管理料及び収支の状況は、平成27年度実績を示す。

用宗フィッシャリーナ

施設 の 概 要	設置時期	平成14年 4 月 1 日
	所在地	静岡市駿河区広野海岸通 1 番地
	設置目的	市民生活の向上及び余暇時間の増加、また、ライフスタイルの多様化に伴い、釣りやプレジャーボートなど海洋レクリエーションの需要が高まり、用宗漁港においても漁船（漁業者等）とプレジャーボート等のトラブルが増加し、漁業生産活動の支障となる事例の増大が懸念されたため、漁船とプレジャーボートを分離収容することで、漁港利用上のトラブルの解消、港内の秩序保持による円滑な漁業生産活動の確保、漁業と調和した海洋レクリエーションの振興を併せ、漁業を核とした地域の活性化を図る。
	従事員数	ハーバーマスター 1 人、ハーバー安全管理者 1 人、事務担当者 1 人、現場担当者 4 人
	主な施設	陸置施設、外郭施設、水域施設、係留施設、上下架施設、サービス施設
団 体 の 概 要	名称	清水漁業協同組合
	所在地	静岡市清水区島崎町149番地の40
	設立年月日	昭和24年 9 月 30 日
	設立目的	水産資源の管理及び水産動植物の増殖、水産に関する経営及び技術の向上に関する指導、組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売、漁場の利用に関する事業、船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置などを目的とする。
指 定 管 理 の 状 況	選定方法	非公募
	指定期間	平成27年 4 月 1 日から平成32年 3 月 31 日まで
	指定管理料	28,490,000円（利用料金制は採用していない。）
	主な管理業務内容	1 漁港の利用の調整に係る事業の実施に関すること。 2 静岡市漁港管理条例第24条に掲げる施設及び設備の維持管理に関すること。
	収支の状況	収 入 額 28,490,000円 支 出 額 28,490,000円 収支差引額 0円

指摘事項件数	3 件
指導事項件数	4 件

※指定管理料及び収支の状況は、平成27年度実績を示す。

静岡市監査公表第13号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行った結果について、同条第9項の規定により、これを公表する。

平成29年 1 月20日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	浅 場 武
同	岩 崎 良 浩

記

1 監査の種別

学校監査

2 監査対象

例年、市内の市立小学校87校及び中学校43校について、校数が均等になるよう3地域〔①葵区（一部地域を除く。）・②清水区・③駿河区及び葵区の一部地域〕に分割し、3年サイクルで監査を実施している。

今年度は、葵区（一部地域を除く。）を対象とし、小学校28校及び中学校14校について監査を実施した。

小学校	番町、新通、安西、井宮、井宮北、安倍口、美和、足久保、伝馬町、葵、横内、安東、竜南、城北、千代田、千代田東、北沼上、麻機、西奈、西奈南、賤機南、賤機中、賤機北、松野、大河内、梅ヶ島、玉川、井川
中学校	籠上、末広、美和、城内、安東、東、西奈、観山、竜爪、賤機、大河内、梅ヶ島、玉川、井川

3 監査範囲

平成28年4月1日から8月31日までに執行された事務事業

4 監査方法

学校長の権限に係る財務等に関する事務事業の執行及び薬品・個人情報の管理状況、学校施設の安全性等について、抽出により関係書類の調査を実施した。なお、昨年度に引き続き、学校内における危機管理体制についても関係書類の提出を求め調査を実施した。

また、監査の対象のうち、小学校4校（横内、千代田、賤機南、井川）及び中学校4校（末広、西奈、賤機、井川）については、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取等を行った。このうち千代田小学校及び末広中学校には監査委員による現地調査等の監査を実施した。

5 監査期間

平成28年9月16日から平成29年1月6日まで

6 監査結果

監査した結果、10件の指摘事項があったため、是正・改善を求めた。また、7件の指導事項があった。

(1) 学校施設の目的外使用許可等の状況

学校長許可に係る2日以内の学校施設の目的外使用許可及び一時的使用承認の事務処理について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(2) 郵券等金券類の管理状況

郵券等金券類の管理状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(3) 備品の管理状況

今年度及び過年度に購入した備品の管理について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、備品登録及び購入伝票に関する3件の指導事項があった。

(4) 薬品類の管理状況

理科準備室及び保健室における薬品の管理状況について監査した結果、下記8件の指摘事項については是正・改善を求めた。

【指摘事項】

理科準備室の薬品の管理について、以下のとおり適正でない状況があった。

<末広中学校>

ア 薬品管理簿の残量は、容器を含む重量で記載すべきであるが、塩酸を希釈したものについて、容量で記載されていた。

イ 薬品を希釈して保管する場合、容器のラベルに濃度等を記載すべきであるが、塩酸の希釈液の保管状況を確認したところ、ラベルに濃度が記載されていなかった。

ウ 劇薬を保管している棚に「劇薬」の表示がされていないものがあった。

エ 薬品管理簿に、薬品を管理する場所が記載されていなかった。

<西奈中学校>

オ 保有する塩酸8本のうち、1本を抽出し残量を計量したところ、360gであったが、薬品管理簿には残量が435gと記載されていた。

さらに、この点に関し、実地検査時に薬品管理簿を加筆修正していた。

カ 薬品管理簿に、薬品を管理する場所、購入日及び廃棄月日が記載されていなかった。

キ 薬品管理簿が、規定された様式ではなく白紙（薬品管理簿の裏面）に記載しているものがあった。

ク 劇薬等が保管されている棚で施錠されていない箇所があった。

(5) 校内及び校外における安全管理の状況

学校活動における防犯対策及び通学路等における交通安全対策について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(6) 災害対策に係る状況

災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。



門扉と安全対策の状況確認（千代田小学校）

(7) 個人情報の管理状況

学校における児童・生徒などの個人情報保護及び情報セキュリティの状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(8) 施設、器具等の管理状況

校舎、プール等の施設及びサッカーゴール等の器具などの管理状況について監査した結果、下記2件の指摘事項については是正・改善を求めた。

また、防火シャッターの操作等に関する3件の指導事項があった。

【指摘事項】

校舎外の設備において、以下のとおり事故が発生する可能性のある危険箇所があった。

<西奈中学校>

ア 運動場の野球バックネット裏に設置してあるベンチの一部が欠損し、釘が露出していた。

イ テニスコート横に設置してある丸太ベンチの土台と接する部分が腐食しており、ベンチ全体が不安定な状態であった。



野球バックネット裏のベンチ



テニスコート横の丸太ベンチ



プールの安全管理の状況確認（末広中学校）

(9) 学校内における危機管理体制

学校内における事件・事故、いじめ及び体罰に関して、教育委員会へ連絡・報告を行う体制及び未然防止、再発防止等に係る取組の状況について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、事故報告に関する1件の指導事項があった。

7 意見

(1) 薬品管理について

昨年度は、小学校・中学校における薬品の管理に関する指摘事項が見られなかった。これは、平成26年度末に薬品使用・管理簿の様式を統一することにより薬品の使用状況を明確にすることを目的とした「平成27年度 薬品使用・管理簿（様式）変更について」の通知により、理科薬品の管理に関する意識が各学校に浸透した結果であると判断し、その点を監査委員の意見として評価したところであるが、本年度の監査においては、前述のとおり薬品管理に関しての指摘事項が複数件発生する事態に至った。

あまつさえ、予備監査を実施している最中に監査委員事務局職員の面前で管理簿の修正を行う行動さえ見られた。

学校現場における薬品管理については、児童・生徒の安全にかかわる重大な事項であることに鑑み、事務上の手続の問題としてだけでなく、安全管理の問題として現場に携わる教職員全体の意識改革に努められたい。

(2) 学校内における事件・事故について

今回の学校監査においては、指摘事項として摘示した事例のほかにも危険性を孕んだ事例が見られた。

横内小学校においては、防災倉庫が子供たちの往来する場所に設置され、そのドアのストッパー自体が突起物となったままの状態であった。幸いにも事故自体は発生していなかったが、事故が発生する前に危険を予知し、事前に何らかの措置をとるのが学校の責務であると考えられる。指摘事項を含めたこれらの事例を教訓として、安全管理・事故防止の観点から、総点検を実施し、必要な対策を講ずるよう求めるものである。

(3) いじめについて

監査対象となった学校においては、いじめが発生した事例が複数件見られたが、平成26年3月に策定された「静岡市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、それぞれ適切に対処されていた。

このような中、同方針には学校が実施すべき施策として「いじめ防止等対策委員会」（以下「委員会」という。）等の常設組織の設置を求め、必要に応じて保護者や地域代表等をメンバーに加えることとされている。

しかし、監査対象となった各学校の委員会のメンバーは校内の教職員のみで構成されており、しかも発生した事案についての対策が中心となっていて、必要に応じて加えることとなっている保護者や地域代表等が参画して幅広くいじめ問題について議論している事例

は見られなかった。

委員会の活動が、発生したいじめの事案への対応を主としているため、個人情報等に関する内容が多く、関係者以外には関与をさせることができないとの理由であったが、そうであるならば、そもそもこの委員会に保護者や地域代表等の外部人材を加える意図は何であるのか、その目的は発生した事案への対応のためのものなのか、又は未然防止のための幅広い議論を行うものなのかが明確でないまま「静岡市いじめ防止等のための基本方針」が運用されていることになる。

委員会の名称から未然防止に重点が置かれた組織と考えれば、保護者や地域代表等をメンバーに加え、定期的に過去の事例を踏まえ、学校・保護者・地域等が一体となり未然防止について議論を行うことも有益であると考えられるが、保護者や地域代表等を加えずに開催されている現状を踏まえると、基本方針の理念と現場の実情が相当乖離していると言わざるを得ない。この点を踏まえた「基本方針」の見直しを検討されたい。

用語説明

1 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項

3 学校施設の一時的使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催の事業等のために学校施設を使用すること（保健所の健康診断、教員採用試験など）

4 学校施設の目的外使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催以外の事業等のために学校施設を使用すること（自治会行事、各種検定試験など）